

第1節 災害復旧（放射性物質災害、原子力災害）

放射性物質災害・原子力災害は発生した場合の災害復旧については、「地震災害対策計画編 第2章災害復旧計画 第1節民生安定のための緊急措置」によるほか、次のとおりとする。

第1 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

- 1 県は、原子力緊急事態解除宣言後も引き続き、国及び4原子力事業者が実施する緊急時のモニタリングの結果を収集するとともに、状況に応じて環境放射能調査におけるモニタリングの強化体制を継続し、その調査結果を速やかに市に連絡し、市は速やかに市民等に情報提供する。
- 2 市は、原子力緊急事態解除宣言後も引き続き、国及び4原子力事業者が実施する緊急時のモニタリングの結果を収集するとともに、状況に応じて環境放射線モニタリングの強化体制を継続し、測定結果は、関係機関で共有するとともに、市民に対して正確・迅速に情報提供を行う。

第2 放射性物質による汚染の除去

- 1 原子力事業者は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国、県、関係市町村等と協力して汚染の除去等を行う。
- 2 市及び県その他防災関係機関は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする。

第3 各種制限措置の解除

市（本部長）は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等により地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲料水・食品等の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第4 心身の健康相談体制の整備

市は、市民に対する心身の健康に関する相談に応じるため、通常健康相談窓口において相談に応じる。なお、必要な場合には4原子力事業者（放射線同位元素取扱事業者）等関係機関に協力を求めることができる。

第5 風評被害等の影響の軽減

- 1 市は、原子力等災害による風評被害等の拡大防止又は被害を軽減するために、国、県、関係機関等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行うものとする。
- 2 市は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、国、県、関係機関等と連携し、科学的根拠に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地ばかりでなく被災地以外の地域に対しても情報発信に努めるものとする。
- 3 市は、国、県、関係機関等と連携し、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観

光振興のために、農林水産業対策、産業振興対策、観光対策等の施策に十分に配慮を行うこととする。

また、農林水産物、工業品等の輸出支援の実施のため、国、県、関係機関と連携し外国政府等に対し、適切な情報提供を行い、冷静な対応を要請するものとする。

第6 被災中小企業等に対する支援

原子力による直接被害や風評被害により影響を受けた中小企業等への資金繰りを支援するため、市は、国及び県と連携し、必要に応じ、「小規模企業等振興資金」、等の融資制度により、事業復旧に要する資金を融資することとし、中小企業の実情に応じた対応を行うこととする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

第7 物価の動向の把握

県は、生活必需品の物価動向の把握を行うとともに、その結果を公表するものとする。

第8 復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は、復旧・復興事業への暴力団等の介入を阻止するため、暴力団等の動向把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第9 災害地域に係る記録等の作成

- 1 市は、避難及び屋内避難措置をとった住民に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等を記録する。

県は、市町村が行う災害地住民に係る記録に協力する。

- 2 県は、関係機関の協力を得て、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくこととする。

付録 今後原子力災害対策計画において検討を行うべき課題

※愛知県地域防災計画より一部抜粋

- ・防護措置の実施方策に対応した緊急時モニタリングの在り方及び情報の集約・評価等
- ・県外からの避難者の受入れに係る、避難先及び進入ルート等の調整

※原子力規制委員会（原子力災害対策指針：平成29年3月22日）における今後の検討課題

- ・発電用原子炉以外のEALの在り方
- ・IAEAが公表する導出過程に基づく包括的判断基準からのOILの算出、OILの初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくOILの設定の在り方
- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方、中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方
- ・透明性を確保し適切な災害対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等